

本庄市子ども・子育て会議

1 趣 旨

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、**「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会**

その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、平成25年6月に「本庄市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「本庄市子ども・子育て会議」を設置いたしました。

2 「本庄市子ども・子育て会議条例」について 「資料2」参照

3 委員について

子ども・子育て支援に関し子どもの保護者、子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験のある方、労働者を代表する方、市長が必要と認める方など、保育・教育関係の幅広い分野から17名の委員にご就任をいただきました。

そのうち、子育て当事者として、また未就園児童の保護者として、2名の方を公募いたしました。

4 「本庄市子ども・子育て会議」の所掌事務について

【子ども・子育て支援法第77条第1項（抜粋）】

（1）特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関し

意見を聞くこと

（2）特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関し意見を聞くこと

（3）市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること

（4）子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況

の調査審議に関すること

子ども・子育て会議は、地域の子育てに関するニーズを計画に反映していくことをはじめ、子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなどの役割を期待されています。

また、子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、意見を聴取することは会議の重要な役割の一つですが、計画を策定すれば終わりということではなく、**子育て支援策の**

実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されています。